

文教厚生常任委員会調査報告書

(平成 22 年 3 月定例会)

1 調査事件

社会福祉についての検証（平成 20 年 3 月定例会で報告）

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について
- (2) 任意に基づく各種住民負担について

2 調査目的

20 年 3 月議会で報告された調査目的は次のとおりである。

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について

少子高齢化の進行とともに地域の人々が抱える課題が多様化しており、民生委員の果たす役割は年々大きくなってきている。しかし、職務が広範囲になってきていることからの負担増や責任の増大、加えてボランティアということもあって、なり手のいない状況であり、そのため空白地帯が出ている。こういったことから、本町における民生委員の役割と実態を調査することとした。

- (2) 任意に基づく各種住民負担について

国民の義務としての税負担とは別に、任意での税外負担には、どのようなものがあるのか、現在どのように徴収されているのか。また、どのように還元され、社会福祉に役立てられているのかなど、税外負担の実態や目的などを把握するとともに、徴収方法はどうかなどについて調査することとした。

(1)(2)について、それぞれ詳細な調査結果が出されたが、今回の調査では、特に意見として提出された内容について検証することとした。

3 調査経過

平成 21 年 12 月 22 日 担当課からの聞き取り

平成 22 年 1 月 15 日

平成 22 年 1 月 29 日 民生委員・児童委員協議会役員からの聞き取り調査

平成 22 年 2 月 5 日

平成 22 年 2 月 16 日

4 検証結果

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について

ア 空白地域の解消

[前回の意見]

地域を理解しているのは地域の人であり、空白地域の解消には、日頃から地域での人づくりが重要である。また、現状をみると地域が複数集落の場合、他集落まかせになって、空白地帯になりやすい傾向が見うけられるので、例えば、集落の順番（輪番制）で担当して空白にならないようにしている地域があるので参考とすべきである。

[検証の結果]

興屋・中島・生繰沢は平成 20 年度で解消し、現在南町・上荒宿・荒宿のみが欠員となっており、人選は行っているものの未だ確定していない状況である。要因

としては医療機関への送迎など本来の任務以外の住民要望への対応に苦慮している実態があり、民生委員の役割に対する住民認識の改善が求められていると言える。また、現在庄内町全体では主任児童委員2名を含め69名が委嘱されているが（欠員1名）、担当世帯数、複数集落担当の実情を踏まえ、定員の改善について研究すべきである。

行政区長が兼任している地域は興屋・中島・生繰沢、和光町、家根合・落合、余目新田、主殿新田・南野新田・中野・南興屋である。行政区長は集落の代表、福祉員、協賛委員も兼ねるなど多忙を極めており、民生委員との兼任については再考すべきである。

イ 適切な情報の提供

[前回の意見]

民生委員は、国の厚生労働大臣からの委嘱にもかかわらず、個人情報保護の観点から十分な情報が提供されていない状況がみうけられる。例えば世帯員名簿であるが、これまで、旧立川町では民生委員に配布し、旧余目町では行政区長に配布していたが、合併によって行政区長のみへの配布とした。複数集落を担当する民生委員は、自分の集落の状況はわかっているが、他の集落の状況はわかりづらいという状況がある。活動するには情報が必要であり、現在の行政区長のみへの配布では、活動に支障をきたしているところがあるので、民生委員に対しても世帯員名簿を含め適切な情報は提供すべきである。

[検証の結果]

(ア) 世帯員名簿は個人情報保護の観点から、平成21年度より行政区長にも配布されなくなり、情報収集は困難な状況となっている。但し一定の手続きを通じた世帯員の異動情報等の閲覧は可能となっているが、守秘義務を有する民生委員への情報提供のあり方について精査する必要がある。また、地域包括支援センターとの協力関係のあり方など、相互協力体制について改善が必要である。

(イ) 福祉票（担当委員が低所得者福祉、高齢者福祉等について調査したもの）は引き継がれているが、複数の集落を担当する委員については、自分の集落以外の状況把握は困難な状況にある。全ての集落に福祉員が配置されている関係から、民生委員と福祉員との役割・協力体制について整理すべきである。

(ウ) 身分証明書については、委嘱状と共に交付されるが、顔写真が付いていないため不便に感じている声が多い。身分証明書の改善以前に、民生委員が住民福祉に重要な役割を担っている状況を、広く町民へ周知することが最優先であり、町民手帳への記載はもとより、年1回町広報で紹介するなどの手立てを講じる必要がある。

ウ 待遇改善

[前回の意見]

高齢化社会状況の変化によって、民生委員の果たす役割は年々重要となってきた。職務が広範囲になってきているうえ、責任が重くなってきており、民生委員が担っている職務の重要性から考えると、対価も含め、立場が保障されてい

ないように思われる。それは、例えば今年度は前年度に比較して、町や社会福祉協議会からの交付金が合わせて 311,800 円減額されており、委員への実費弁償費でも 1,188,000 円減額されているところからも理解される。なり手のいない現状改善のためにも、待遇の改善を図る必要があり、交付金も含めて、町の支援策を講ずるべきである。

[検証の結果]

民生委員協議会予算の内訳は国 1/2、町 1/2 であるが、年度ごとの推移をみると H18 年度 785 万円、H19 年度 769 万円、H20 年度 759 万円、H21 年度 740 万円となっており、毎年削減傾向にある。また、現在活動費(月額 4,000 円)、費用弁償(定例会・理事会 1,000 円×出席日数)、交通費(各種研修会)は支給されているものの①民生委員が無報酬である事、②町の予算が年々削減されていること等の理由から待遇改善については相応の理由がない限り困難であると考え。しかし、多くの研修会に参加したいという委員の思いは強く、自費参加している研修会もある。研修等の充実が民生委員の資質向上に繋がることを考えると、町支援分一律 5%削減の是非、町としての民生委員協議会への支援の在り方について、一考を要するべきである。

エ 協力体制の強化

[前回の意見]

時代の変化とともに、民生委員の果たす役割はますます重要となってきたが、職務が広範囲となってきたことから、民生委員のみでは対応が難しくなってきたおり、様々な課題を解決するためには福祉員の委嘱を受けている行政区長や、あるいは地域によっては老人クラブと情報交換するとともに連携して対応するなど、協力体制の強化を図るべきである。なお、福祉員制度は社会福祉協議会が行政区長を福祉員に委嘱するもので、旧余目町の制度を新町へ移行したこともあって、立川地区では定着していないためか、福祉員としての意識がうすいところが見られるので、自覚していただくための取り組みが必要である。

[検証の結果]

福祉員(全行政区長、7,800+(世帯数×20 円)の年報酬有)の職務については、年度当初の説明会で一定の説明は行っているものの時間的制限もあり、十分認識されているとは言えない状況と思われる。一方、余目地域では、年 1 回地域づくり会議の事業として民生委員と福祉員との懇談会を学区ごとに開催している。また、立川地域では、立谷沢振興会、清川振興協議会での懇談に加え、狩川地区でも 19 年 4 月に地域づくり会議が立ち上がったことから、今後懇談会等の開催が期待されている。

住民福祉の大きな役割を担っている立場から、情報交換を行うことは重要であり、福祉向上のための研修会の開催も検討すべきである。

(2) 任意に基づく各種住民負担について

ア 納入方法の慎重な対応

[前回の意見]

募金や寄付金については、すでに目標額が設定され、使い道が決められているという現状がある。そのため、目標達成のためには、多くの町民から集める必要があることから、自治会に頼りたいところではあるが、募金や寄付金などを自治会費に上乗せして徴収するという総会での決議は無効とした高裁での判例などもあることから、住民の理解をいただかないままに、安易に、慣習的に自治会費として徴収するのではなしに、自治会での合意も含め慎重に対応すべきである。募金や寄付金はあくまでも自発的なもので強制にならないように注意が必要である。

[検証の結果]

任意に基づく各種住民負担の平成 20 年度実績等は以下のとおりである。

(ア) 社会福祉協議会費 (H20 納入率 84.7%)

・納入方法

立川地域・集落で一括振込み

余目地域・口座振込 (約 50%)、振込み用紙による振込

- ・納入率向上に向けて、本年 1 月、初めての組織財政部会 (学区代表の町内会長、副会長、事務局、学識経験者により構成) を開催。最善の納入方法について、余目地域は学区で、立川地域は地域で検討する事になっている。

金額、使い方 (主な事業) については広報「しょうない社協」で周知を図っている。なお、主な事業については振込み用紙の裏面にも記載している。

(イ) 赤い羽根共同募金 (H20 納入率 80%)

- ・納入方法、周知報告方法は同上である。

(ウ) 歳末たすけ合い運動 (納入率は各集落により金額に相違があるため把握は困難である)

・納入方法

各集落で回覧、取りまとめ

・周知報告方法

広報、福祉員、学校、会社など協力者に対し、個別に行っている。

(エ) 日本赤十字社費 (保健福祉課、H20 納入率 91.2%)

納入率は余目地域で 80%、立川地域 128% であるが、立川地域は個人加入となっているためである。

・納入方法

立川地域・集落一括

余目地域・口座振込であるが、44 集落については一括納入となっている。変更については考えていない。周知報告は自治会長に行っている。

- ・社費徴収額の 20% (20 年度は 860,180 円) は社会福祉協議会ではなく、庄内町分区 (分区長は町長) に還元されている。

納入方法については、余目地域では赤い羽根共同募金を除けば、個別の納入が主となっている。

各行政区長が福祉員、協賛委員の委嘱を受けていることから各家庭を訪問しての徴収も可能であるが、寄付金等はいくまでも任意に基づくものであることから、納入方法の変更にあたっては集落の合意形成が必要である。

イ 納入率の向上

[前回の意見]

任意に基づく各種負担については、時代の流れから、口座振り替えとなっており、そのため、納入率が低下傾向にある。納入率を上げる効果的な納入方法のひとつとして、歳末たすけあい運動で行っている隣組回覧方式があげられる。しかし、あくまでも任意であり、強制できないことから、納入率をあげるためには、協力への注意喚起として、必要性を理解していただくために、目的や意義、使われかた等について住民へのPR活動が重要で、協力してくれた方が良かったと思えるような取り組みに力を入れるべきである。

[検証の結果]

納入率の向上については、社会福祉協議会で22年1月組織財政部会(学区代表の行政区長、協議会副会長、協議会事務局長、学識経験者により構成)を開催し、最善の納入方法について、余目地域は学区で、立川地域は地区で検討することになっている。その推移を注目すべきと考えるが、基本的には町民より福祉事業全般に対して理解を深めていただき、積極的に協力していただくことが向上に繋がるものと思われる。一定のPR活動等は行われているものの、今後より一層PR活動の強化を図り、周知を徹底すべきである。

[用語解説]

福祉員・・・集落の福祉活動の推進のために、町が行政区長に委嘱しているのが福祉員である。

職務の内容は、①社会福祉協議会の連絡事項の住民周知。②常に住民の保健福祉の欠ける状況を把握し、町社協と連携をとる。③町社協の行う保健福祉事業に協力し、住民の健康と生活を高める運動に努める。など、庄内町社会福祉協議会の事業の円滑な運営に協力していただいている。

協賛員・・・日本赤十字社の①住民に赤十字の社旨を普及する。②赤十字社員の募集勧奨。③住民の要求に対応した、適時、適切な赤十字事業の実施。などの事業を推進するために、分区長(町長)の内申に基づき支部長(県知事)が委嘱するのが協賛員で、行政区長に委嘱される。